

議案第3号 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

○16番(野村羊子さん) では、議案第3号 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

この条例改正は、地方公務員法の一部改正により、男女平等参画相談員と顧問弁護士を今までの非常勤特別職から外し、男女平等参画相談員は委嘱、顧問弁護士は業務委託による契約に変更すると説明されています。

質問1です。非常勤特別職は、主に特定の学識・経験を必要とする職に、みずからの学識・経験に基づき非専務的に公務に参画する労働者性の低い勤務形態の職であるとされています。今回特別職から外れる2つの職種は、まさにこの内容に合致すると思いますが、外す理由、根拠、背景をお伺いいたします。

質問2、特に男女平等参画相談員は、男女平等参画条例によって設置された専門職です。男女平等参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民からの相談を受け、必要と認めるときは、当該相談の関係者から説明を求めると及び当該関係者に対し、是正の要望、助言を行うように、市長に対して意見具申することができるかとされています。つまり、民間でセクハラなどがあり、それへの対応を求められたら、関係者から話を聞き、解決に向けた助言等を市長に行うことができるのです。市長はそれに伴って、関係者に助言をするというふうなことになると思います。この場合、非常勤特別職の公務員であるという身分を持っていることが重要なことになるのではないのでしょうか。非常勤特別職から外すということで、本来求められている役割を果たせなくなる可能性があるのではないのでしょうか。

質問3、男女平等参画相談員及び顧問弁護士の報酬等の処遇の現状はどのようなものであり、この身分の変更によって、処遇に変更があるのか否かについてお伺いいたします。また、非常勤特別職であれば、個人としてその任を受けるものだったと思いますが、委託契約は個人でなされるものか、事務所等法人を対象になされるものなのかについても確認をしたいと思います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○総務部長(伊藤幸寛君) 3点御質問をいただきました。一括してお答えをさせていただきます。

さきの地方公務員法及び地方自治法の一部改正の趣旨は、これまで自治体によってまちまちであった非常勤の特別職職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、会計年度任用職員制度の整備をしたものでございます。三鷹市では、昨年6月に条例を整備したところですが、7月になりまして総務省より、男女平等参画相談員については、市民に対する相談が主の職ならば機関等に対する助言に当てはまらないこと。顧問弁護士については、機関等に対する助言の範囲を超えていることから、非常勤特別職の要件に合致しないとの指摘がありました。市として検討した結果、非常勤特別職の職を廃止することとしたものです。

本年4月以降の対応につきましては、男女平等参画相談員は委嘱により、顧問弁護士は委託契約によることとしますが、これまで同様の役割を担っていただくとともに、報酬であったものが謝礼と委託料にはなりますけれども、金額についても変わりません。また、身分につきましては、地方公務員法に基づく職ではなくなりますが、男女平等参画相談員は条例により委嘱するものでありまして、これまで同様に、条例に基づき、市長に対して意見具申ができるものであるとともに、守秘義務が課されるものです。顧問弁護士につきましては、弁護士事務所との委託契約となります。

答弁は以上です。

○16番(野村羊子さん) 再質問いたします。総務省から調査があつて相談が主である、あるいは助言の範囲を超えるということであれば外すようにということですが、これは勧告というふうなものでしょうかね。強制力のあるものですか。従わない場合にはどのようなペナルティーがあると考えたのでしょうか。あるいは、それを示されたのでしょうか。

もう1つ、相談というのはすぐれて専門的な業務であつて、しかも男女平等参画相談員は、助言というふうなことも含めたものです。総務省の考える、相談をメインとする専門職というふうなことでいいのかどうか、これに本当に合致するのかどうかということも再度確認をしたいと思います。

現在、三鷹市にも多くの資格を有する専門的な相談員がいます。スクールカウンセラーであり、あるいは消費者相談員であり、あるいは婦人相談員等々います。これらは主に女性が担っているという現実があります。保育や介護と同じように相談もね、女性たちの仕事だからどうとでもなるものだというふうなね、専門性をきちっと認識しないというのがね、今の国の方々が持っているように思えてしまうのですが、これ、三鷹市の問題ではないわけですが、今回ね、この非常勤特別職から相談を主とする人を外すというふうなことについて、それでいいのかというふうなのは私は疑問に思うわけですが、三鷹市として、そのことについてどのような見解を持っているのか、確認したいと思います。

○総務部長(伊藤幸寛君) 再質問3点いただきました。一括してお答えさせていただきます。

まず、非常勤特別職に当たらないとの総務省からの指摘につきましては、勧告というお話がありました。勧告ではなく技術的助言であるのかなと考えております。強制力のあるものではなく、従わなかった場合のペナルティーについても想定はしていないところです。今回の指摘は、あくまで非常勤特別職の要件に当てはまらないというものでありまして、相談の業務が専門職でないという認識を持つものではありません。ましてや女性のというようなお話がありました。そういう認識も全くないものと考えております。また、相談を主とする業務を外す認識というお尋ねですが、これ、繰り返しになるところなんです。今回の法改正の趣旨は、これまで自治体によってまちまちであった非常勤の特別職職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するところにあります。これは国が統一的な基準を示したものです。非常勤特別職ではなくなりますが、これまで同様に、相談員は条例に基づき、市長に対して意見具申ができるものであり、適切に対応できるものと考えております。

以上です。

○16番(野村羊子さん) 討論します。

この議案は、男女平等参画相談員及び顧問弁護士を非常勤特別職から外し、個人契約とするものです。顧問弁護士であれば法人とというふうなことですが、総務省からの技術的助言、あるいは指摘であるとはいえ、職員の任命は公共団体自治の範疇です。国が例示

してきたとしても、三鷹市がその指示に従う義務はないはずです。条例から外しても、その職務、処遇は変わらないというふうに答弁がありましたけれども、公務員という法的根拠を持つ身分と、契約をしている民間人とでは明らかに違うと思います。職務を全うしていただくために非常勤特別職のままにすべきだと考え、この議案に反対をいたします。

○議長(石井良司君)

賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和元年度三鷹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○16番(野村羊子さん) 議案第10号 2019年度三鷹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について質問をさせていただきます。

今回の議案は、歳入歳出それぞれに2,141万9,000円を加えて、合計40億6,368万4,000円とするものです。

質問1です。歳出の流域下水道等処理委託費が5,913万6,000円の増となっています。今まで補正予算で処理委託料の増額はなかったように思います。昨年秋の台風による降水量の増大によるものと思われませんが、ちなみに気象庁によれば、府中市においては2019年は1日最大289ミリの降水量、1時間最大59ミリと、観測史上最大の降水量を記録しています。三鷹も同様な状況にあったというふうに言えますけれども、東京都が処理した水量、この委託の水量に絡んで、前年度比でどの程度増加し、処理委託料は前年度比でどの程度増になったのか。東部水再生センター、三鷹市の下水道処理施設においても処理量が増大したと考えられますが、対応は予算の範囲内で行われたという理解でよいでしょうか。

質問の2です。下水道事業運営費での消費税が3,771万7,000円のマイナスとなりました。当初予算で見込んでいた消費税がそれだけ不要となったわけですね。その要因を伺います。

また、同様に質問3になりますけれども、歳入においても消費税の還付、すなわち事前の予定納付よりも実際に納付する消費税の金額が少なくなったために、返ってくる消費税

1,827万5,000円があるということです。この消費税の還付と納付額の減少を合わせると、ほぼ処理委託料の不足がこれで賄えたというふうな理解でよいのかどうか。処理委託料の不足が大きくなれば、一般財源からの繰り出しが必要となるようなことも考えられたのかどうかということについて質問したいと思います。お願いいたします。

○都市整備部調整担当部長(小泉 徹君) それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、水量についてどの程度アップしたかということでございますけれども、こちらについては4月から12月までの実績値となりますけれども、前年比と比べまして、約140万立方メートルの増となっております。また、処理委託料でございますけれども、こちらについては決算見込み額ということでございますけれども、約9,000万円ほど前年度より増加することを見込んでおります。

また、東部水再生センターにつきまして、予算の範囲で行われたかということでございますけれども、東部水再生センターにつきましては、予算の範囲内で対応できているというところでございます。

それから、消費税が減額になった要因でございます。消費税の納税額につきましては、下水道使用料に係る消費税から委託料や工事費として支払った消費税との差額を納付いたしますけれども、平成30年度の決算におきまして、使用料に係る消費税は増となりましたが、工事費などに係る消費税の増がそれを上回ったために、令和元年度の申告分が減額になったというものでございます。

それから、続きまして、消費税の還付と納付額で処理委託料の不足が賄えたのかということでございますけれども、処理委託料の増といたしましては約5,900万円の増となっております。また、それから消費税等の還付と消費税の減額ということで、合わせますと約5,600万円ということでございますので、ほぼ賄えているというふうな形になっております。そして、もしこれが大きくなれば、一般財源からの繰出金がということでございますけれども、ほかの財源であるとか、執行残の見込み、そういったものがなければ、場合によりましては一般財源からの繰入金が増ということも想定されたというような状況でございます。

以上でございます。

○16番(野村羊子さん) 今の話でいえば、一般財源の繰り出しの可能性も考えなくちゃいけないというふうなことなので、決算を踏まえて予算を組むというルーチンを考えたときに、昨今の異常気象が日常化しているという事態を考えれば、この処理料を多目に考えるのか、あるいは予備費を多目に見込むというのをね、この先、つまり2021年度以降ですね、そのときにそういうようなことの対応も検討していく必要があるのではないかと思います、見解をお伺いします。

○都市整備部調整担当部長(小泉 徹君) それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

処理委託料につきましては、今年度の状況を踏まえまして、令和2年度の予算におきましては、多少増額をさせていただいたところでございます。処理委託料につきましては、天候や気象の状況によって変わるものですから、今後の状況も踏まえながら、適切な予算計上、財政運営に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○16番(野村羊子さん) 討論いたします。

三鷹市は都市型水害対策を順次行ってきており、昨年の台風等の際には床下浸水3件、地下浸水1件だったというのは、ある意味不幸中の幸いであったのではないかと考えています。今後、異常気象が日常化し、排水処理費用の増大も踏まえた予算措置の検討ということは今言っていただきました。今後、東部水再生センターの対応、あるいは処理量の増ということに対して、東京都へさらなる対応を求めることが必要であるということを申し添えて、本議案には賛成をいたします。

○議長(石井良司君) 他にございますか。

賛成全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号 令和元年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○16 番(野村羊子さん) 議案第 12 号 2019 年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について質問をいたします。

この補正予算は、歳入歳出に 5,867 万 2,000 円を加えるものです。後期高齢者医療保険料がふえたことにより、多く集めた分を広域連合に納付するものですが、この後期高齢者医療の事業は、東京都 62 自治体による広域連合によって実施されており、各自治体が集めた保険料は全て広域連合に納付するものとされていると理解しますが、それでよろしいでしょうか。

質問の2で、保険料、つまり納付金額は広域連合で決定し、三鷹市はその決定に従い、保険料徴収の事務のみ扱うという役割分担になっているという理解でよろしいでしょうか。

質問3です。5,800 万円という大きな金額になりました。当初の予定より膨らんだ理由は何でしょうか。2019 年度、例年に比べて金額が大きい、この保険料の増がと思いますが、年度で特に大きかったということの理由というのが何かあればお願いいたします。

○市民部長(大野憲一君) それでは、御質問に順次お答えをいたします。

まず、質問の1点目、各自治体が納めた保険料は、全て広域連合に納付するの点かという点でございますけれども、お見込みのとおり保険料負担金は、三鷹市が被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料財源といたしまして、東京都後期高齢者医療広域連合に納付する負担金制度となっているところでございます。

それから、質問の2点目、保険料は広域連合で決定し、市は徴収事務のみ扱うという役割分担かという点でございますが、お見込みのとおり、広域連合で算定をいたしまして徴収事務、それから、納付事務は各 62 区市町村で行っているというものでございます。

それから、質問の3点目、補正予算が必要となった理由及び例年に比べて金額が大きい理由という点でございます。今回、保険料収入が増となった主な要因でございますけれども、広域連合が当初予算編成時に用いました都内一律の保険料収納率 98.2%、これに対しま

して、三鷹市の収納率は99.5%と見込まれますことから、その差1.3%の保険料収納増加分につきまして、歳入歳出の補正を行うというものでございます。

それから、流用及び補正額のここ5年間の推移でございますけれども、5,000万円台から6,000万円台で推移をしております、今回の補正額も例年どおりの金額というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番(野村羊子さん) 三鷹市は都内平均収納率ですね、保険料を集める、きちっと収納していただくというね、その率が都内平均98.2%より1.3%も多い99.5%だと。三鷹市が収納率のよい理由というのはどういうことでしょうか。

また、最初に当初予算で定められた金額より多く集まってくるというふうなことについて、これをもとに、例えば低所得者への軽減策とかね、三鷹市独自で何かそういうことができないのか。あるいは、そういうことを提言して、そういうふうに扱ってもらおうということとはできないのかということ再度確認したいと思います。お願いいたします。

○市民部長(大野憲一君) それでは、再質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の三鷹市の収納率が高い理由という点でございます。保険料の収納率は、都内62区市町村で地域性がございまして、傾向といたしまして、おおむね23区では低い傾向にあると。また、市部ではおおむね高い傾向にあるという点でございます。さらに三鷹市では、収納対策といたしまして、臨戸訪問であるとか、電話による現年賦課分のきめ細やかな早期納付勧奨、滞納繰越分につきましては、滞納処分等を適切に行っていることによりまして、収納率が高いという理由になっているものと考えているところでございます。

2点目の低所得者への軽減等に活用できないかという点でございますけれども、広域連合に納付いたしました保険料負担金につきましては、補正等で調整をしていくわけでございますけれども、最終的に余剰等が発生した場合には、翌年度に精算されるということになっております。余剰金が発生した場合には、そのように保険料の中での調整を翌年度との間でするということになっておりますので、基本的には低所得者の軽減等に活用するということができないものというふうに考えているところでございます。ちなみに、後期保険料の軽減につ



きましては、62 区市町村で、一般財源によります特別対策等をしておりまして、それによって軽減を図っているということもございますので、当面これは続けていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(石井良司君) 他にございますか。

賛成全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。